

さいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針における経過措置に関する対応状況結果について(集計期間:令和4年7月～11月)

サービス種別	対象施設数	回答施設数	対応済と回答した数とその割合 ※1										
			認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置	業務継続計画について			衛生管理			虐待防止等			
				計画策定	計画周知	計画に基づく研修及び訓練	感染症及びまん延の防止のための委員会の開催	感染症及びまん延の防止のための指針整備	感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練	委員会開催	指針整備	研修開催	担当者配置
有料老人ホーム	163	127 (77.9%)	76 (60%)	70 (55%)	71 (56%)	53 (42%)	103 (81%)	94 (74%)	90 (71%)	116 (91%)	109 (86%)	109 (86%)	99 (78%)
サービス付き高齢者向け住宅	87	65 (74.7%)	18 (28%) ※2	27 (42%)	24 (37%)	15 (23%)	52 (80%)	45 (69%)	45 (69%)	55 (85%)	56 (86%)	59 (91%)	53 (82%)

※1 括弧内は回答数に対する対応済の割合です

※2 介護職員の配置を想定していない施設を含むため、他の数値より低い結果となっております。